

ひかり協会会報

ふれあい

発行

公益財団法人 **ひかり協会**
 ☎530-0022 大阪市北区浪花町13-38
 千代田ビル北館2F
 ☎代表06(6371)5304
 URL <http://www.hikari-k.or.jp>
 発行責任者 理事長 前野 直道
 編集責任者 常務理事 塩田 隆

ひかり協会と私

趣味を楽しみながら

前向きに！

(愛媛)

大岡

正範

第185号の記事

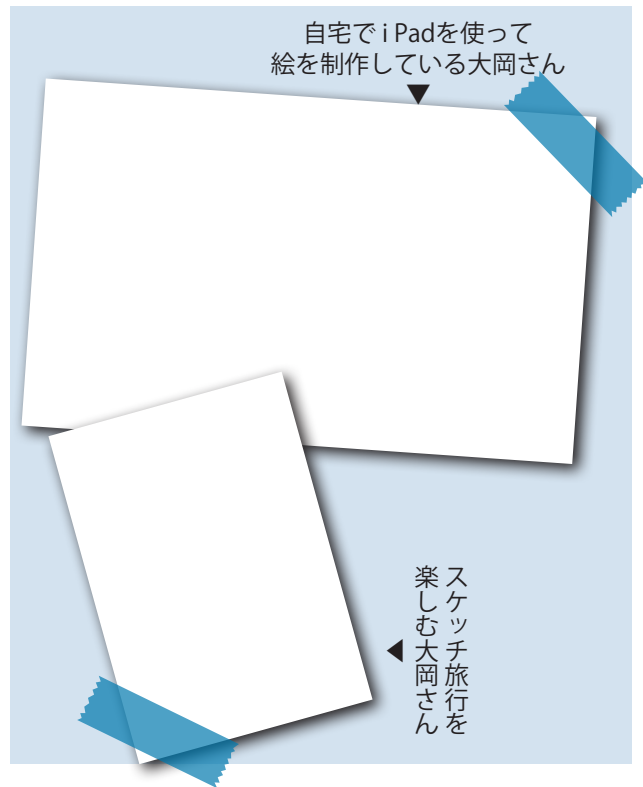
2022年度事業報告	3
「新・健康づくりIX」(第1回)	4
「三者会談」推進委員会の報告／新理事の紹介	5
守る会からのお知らせ	
「終生にわたる事業と運営・体制の構想」 に係る守る会の提言(その2)	6・7・8
西から東から	8

はじめに、私がひかり協会と関わりを持ったのは1976年頃、京都にいた時でした。当時の守る会、被害者の会(太陽の会)、集団活動の人たちに出会えて幸せでした。

1980年には松山へ帰り、絵画活動を続ける毎日でした。スケッチ旅行や列車の旅など、色々な所へ行きました。1990年代後半から、二次障害の影響により、頸椎の手術を受けて、1年余りのリハビリ生活を、個展を開催するまでに回復しました。

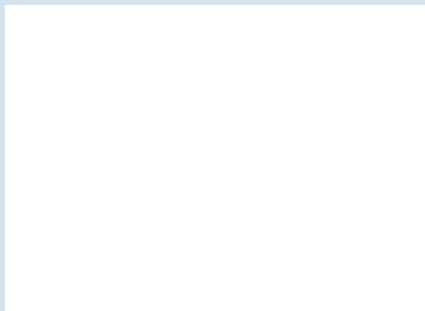
しかし、父が他界してから、ひとり暮らしがだんだん厳しくなって、介助者を確保するまでは施設に入所しました。しばらくの間は時々自宅に帰ってきたこともありました。ところが、ある日突然、頸椎に異変が起き、身体が殆ど動かないようになり、絶望感に陥って辛い毎日でした。そんな時、訪問ヘルパーさんから、残された機能を活かせる方法を教えていただきました。右手が少し使えるので音声会話機を操作して、コミュニケーションができました。さらにiPadで絵を描いたり、メールやラインなどを使ったりと、色々な意味で生活範囲

が広がってきました。約10年間の施設での生活から在宅生活に戻りました。在宅生活は24時間の介護体制なので、今のところは順調に過ごせています。iPadで絵を描く毎日です。細かいところはヘルパーに手伝ってもらっています。テーマは動物など色々ですが、昔乗った列車の絵も描いています。最近ではコロナ禍が収まってきたから、外出する機会が増え



ました。昨年は久しぶりに広島へ野球観戦とJR路線電車撮影の旅をしてきました。以前と違い、移動が大変でした。広島に行く理由は、かつての京都市電や神戸市電が、今もお現役で走っているからです。また、いろんな種類の電車が多いため興味津々で、それが目的でもあります。人生の旅路もそろそろ終着駅が見えてきそうです。が…。

ここまで来られたのは、ひかり協会関係者の方々、訪問医療や介助者の人たちと出会い、支援してもらったおかげです。これから先も体調が許せる限り、趣味を楽しみながら前向きに、過ごして行きたいです。



1970年代に京都を走っていた京都市電の絵



広島に移籍した京都市電と

事務所より

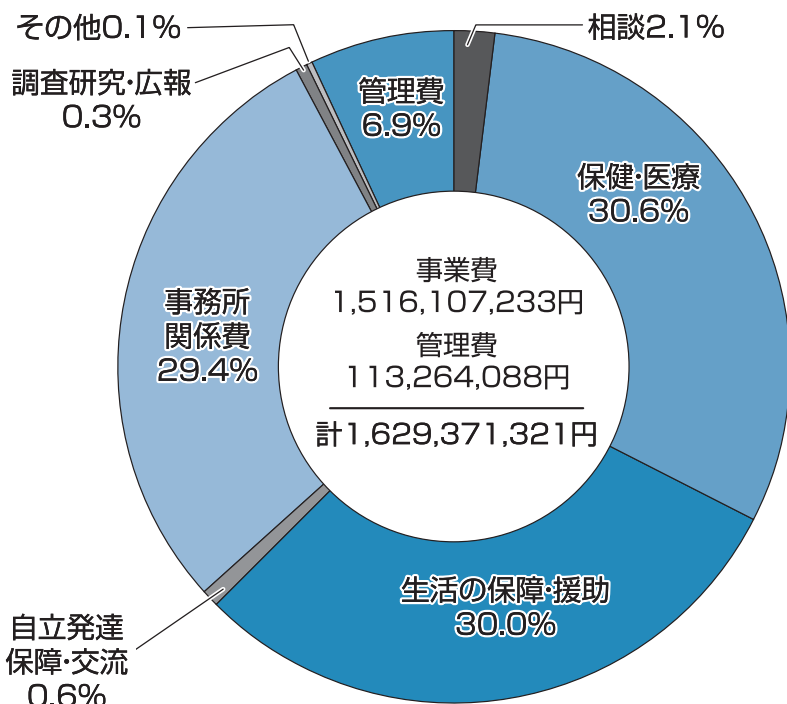
5年前、在宅生活に移行された時には、生活上の支援、緊急時の対応などいろいろな心配がありました。自宅を改めて修して生活しやすい環境を整え、24時間の見守りを得て、コミュニケーション機器やiPadでヘルパーさんとやり取りをしながら、ご自身の望む生活を送ることができています。入所時にずっと「実現したい」と言われていた絵画活動も再開され、「えひめの障がい者ART展」へ出展するなど意欲的に取り組まれています。また、絵画活動はもとより、県外に旅行に行ったりコンサートに行ったりする行動力があり、ご自身の「やりたい」と思う事を実現し楽しむことができます。ご自身でも言

われているように、iPadやメール、SNSなどを使いこなして、いろいろな人との関わりを持ちながら楽しんでいる姿は本当に素晴らしい。何事にも「やってみよう」とチャレンジする心を持ち続けているからこそ、叶えることができています。在宅移行後も大きな体調変化もなく元気に過ごせている事が何よりだと感じています。在宅生活を維持し、これからもご自身の楽しみを実現するために、ケアマネジャー、ヘルパー、医療チームや地域行政の方々などとも連携しながら、大岡さんの生活を支援できればと思います。

これからも、いろいろな人と関わりながら笑顔いっぱい姿を見せてください。

2022年度 事業報告

2022年度決算(経常費用)の状況



協会と連絡を希望する被害者5295名(2023年3月31日現在)を対象に実施した2022年度の事業内容は、今年6月の第13回評議員会で事業報告書としてまとめられたので、その主な内容をお知らせします。

重点事業の取組促進

2021年度以降、ひかり協会は、2つの重点事業である障害のある被害者の生活設計実現と、自主的健康管理の援助事業の充実を

めざす第三次10カ年計画(2021年度～2030年度)に基づき、事業に取り組んでいます。

2022年度は、第三次10カ年計画前期(2021年度～2024年度)の2年目として、2つの重点事業の達成に取り組み、新型コロナウイルス感染症対策を取りつつ、ほぼ計画どおり実施することができました。

事業の促進を図るため、森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会(守る会)に組織的な協力を求め、守る会との現地二者懇談会や救済事業協力員活動を「事業推進の軸」と位置づけ重視しました。

相談・保健・医療

相談事業は、ブロックを単位に計画的に対応し、1749名に実施しました。救済事業協力員制度要綱

に基づく救済事業協力員活動の促進をめざし、「連帯して健康を守るネットワークづくり」の一環として、健康についての「呼びかけ」活動を4141名の被害者に実施しました。

被害者が受診する検診は、公的健診を基本とし、障害のある被害者には協会による検診を実施しました。また、医療費を3802名の被害者に支給しました。

生活の保障・援助

障害のある被害者の健康と自立を援助するため、対象者本人・親族と懇談し、障害者総合支援法に基づく事業などの情報を提供し、生活設計実現の援助に取り組みました。

2022年度は、「生活の場」の確保・変更が11名、後見的援助者の確保・変更が6名実現しました。

シリーズ

新・健康づくり区

〈第1回〉

救済事業専門委員 宮野栄三
医師

老年期を生きる①

「シン・老人として」



「老年期を生きるをテーマに、精神科医の視点からなにか文章を書いてほしい」という依頼と受け止めて、この文章を書き始めています。今のところ、ノープランでパソコンに向かっているのが実態です。というのも、あまりにも私の能力を超えているので、今まで悶々としていたのが真実です。どう考えても、正論や論理的な内容に思い至りません。「あー困った」という心境です。困った時にはどうするか？逃げるか、解らないままに書いてみて自爆するか、適当なところでお茶を濁すかって、迷っています。この3つの合わせ技になるんだろうかと浮かんではいます。が、やっぱり、解らぬうちに暴論でもいいから書いてみて自爆をねらってみます。

前回シリーズを書いたのが、多分60歳前後だったと思います。高齢期って言葉に抵抗を覚え、『**向老期**』なんて造語を提案した覚えがあります。しかし、時はあつという間に過ぎ、今や67歳。仕事も役職を離れ、嘱託勤務医とポジションも変わっています。ミルク仲間の皆さんも私と同年代なので、りっぱに老年期・高齢期になりました。でも、まだ言い訳として、**高齢期のニューフェース**なんて思ってもいいです。

ひとの人生の流れは着実に進み、その流れを否が応でも受け止めねばなりません。まずは、老いの現実を受けとめるプロセスのうち、私達はあるんだろうなというのが、今この私です。キューブラーロスが説いた**喪失のプロセスの心理過程**である『否認・怒り・取引・抑うつ・受容』なんていう心理過程が、老いに向かうプロセスで働くとして、もう否認や取引は通用せんというところでしょうか。彼女の学説そのものが、単純化しすぎというのが昨今の定説ではあるのですが…。いずれにしても、

「老いを生きていく事をいかに、陰陽あるいは退化・進化・深化と織り交ぜながら、**受容しながら歩んでいくか**」って事がテーマになっていきます。

このテーマは、多くの先輩・先人が通った道のはずですが、あれこれ聴いても読んでも、「なんだかしっくりと腑に落ちるものが見つからない」というのが、今の正直な感想です。日本はずでに、高齢者マジョリティーの社会になっていきます。私達はその一員になっていますし、未来は真つ只中の高齢者マジョリティーを形成していきます。だから、マジョリティーにふさわしい老生論と老いを生きる実践者になっていくはずなんです。暴論ですが、「余りや隠居や付け足しの人生の色合いのあつたこれまでの老生論を止揚するような、**シン・老人**として舞台上に立てれば…」などと幻想します。やっぱり、暴論になってきました。

私が、なんかひっかかっていたのが、正しい老い方のあれこれの情報です。まるで、脅迫されているような気分・感情があつて、とっても息苦しくなりまます。「こうしなければ、ひどいことになるよ」って、不安をおおられるだけの情報に感じるのです。例えば、「こうしなければ認知症になるよ」と脅される気分になり、強迫心理が働きます。多くは科学的根拠に基づく正しい情報なのですが、私のような小心者は不安をおおられ、焦ってしまうのです。「どうしよう、どうしよう」って…。**不安が源泉の老いの生き方論**はしんどいのが私の受け取り方なのです。ずっと、**降り**のエスカレーターを必死で昇ろうとする姿をイメージしてしまふのです。

今回は、ここまでにしませ。随分、役に立つにはほど遠い、それこそ不安をおおる文面になってしまいました。

第185回 「三者会談」 救済対策推進委員会 第三次10カ年計画に基づく 行政協力の促進等を協議

6月2日に、厚生労働省・守る会・森永乳業・ひかり協会の四者が集い、対面での重要な課題について協議しました。以下、要請内容と厚労省からの回答です。

守る会からの要請

○ 昨年の「経済財政運営と改革の基本方針2022」で示されている国民皆歯科健診の実施に向けての取組状況の情報提供

↓ 簡便に口腔内のチェックができる精度の高い簡易スクリーニング検査に関する研究・開発の支援、自治体による歯科健診に対する財政支援などを行っている。

ひかり協会からの要請

○ 地域生活支援拠点の整備を促進し、その機能の充実に図る方策の情報提供、及び利用対象者を64歳以下とする自治体の事例に対して一律に年齢で対象者を制限することのないよう要請

↓ 自治体に対する整備促進や機能充実のために必要な予算の確保など、財政面から支援している。64歳までの年齢制限については、制度として支援対象者の年齢要件を設けているわけではない。ただし、社会保障の体系においては、保険優先の

考え方が原則となっている。

○ 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」では、胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がんについて受診を特に推奨する者の年齢の上限を「69歳以下の者とする」としている。その理由についての情報提供を要請

↓ がん検診受診を特に推奨する対象は、がん検診の利益・不利益のバランスを考慮すること、がん検診として実施効果を高めていく観点などから、69歳以下としている。利益・不利益の理解を深めるため、厚労省において令和2年度から受診意思決定支援ツール開発のための研究を行っており、自治体等が活用できるように周知方法を検討している。

守る会・協会共通の要請

○ 国は、マイナンバーカードと健康の一体化を進め、2024年秋には健康保険証の廃止を目指している。マイナンバーカードの取得や健康保険証として利用す

るための手続き支援の体制を整備すること、施設入所者のマイナンバーカードの管理や健康保険証廃止後の適切な医療に問題が生じないよう検討することを要請

↓ 施設職員や支援団体等にマイナンバーカードの申請・代理交付等の協力に対する助成を行う。また、施設入所者のマイナンバーカードの管理のあり方などについて、取り扱いの留意点等を整理したうえで周知し、安心して管理することができる環境づくりを推進する。厚労省としては、知的障害者を含めた障害者がマイナンバーカードを適切に取得することができるとは非常に重要と考えている。障害者やその家族に対して適切な支援や配慮が行われるよう対応していく。

新理事の紹介

6月に開催された評議員会で、理事が1名増員されました。村井知実さんです。

村井さんは、ひかり協会の本部事務所勤務、大阪事務所勤務を経て、今年の3月まで西近畿地区センター長として、38年間救済事業にたずさわってこられました。その間、職員として被害者・親族や専門家から厚い信頼が寄せられました。

長年被害者の方々に接してこられた現場感覚を活かして、今後の重要課題である「終生にわたる事業と運営・体制の構想」の検討に力を発揮していただけたことを願っています。また、センター長としての豊富な経験をもとにした事務局に対する的確な指導・助言も大いに期待しております。

(理事長 前野直道)

理事逝去のお知らせ

三宅智理事が、本年6月9日に逝去いたしました。2018年6月より理事を務めていました。謹んでご報告申し上げます。

守る会からのお知らせ

「終生にわたる事業と運営・体制の構想」に係る守る会の提言(その2)

会報「ふれあい」第18

4号に引き続き、「終生にわたる事業と運営・体制の構想」に係る守る会の提言(以下、「提言」)について説明します。今回は、184号でお知らせした「基本的な考え方」に基づいて、「将来的な救済事業とひかり協会の運営・体制をどうするか」という具体的な提言となっています。

将来的な救済事業について

1. 相談事業

まずは、「相談事業は救済事業実施の基本であるため、ひかり協会が存続する限り重視して取り組まれました」と提言しました。特に、障害のある被害者の相談については、最も重要な事業であるため、2036年

(81歳)頃以降において地区センター事務所が閉所された後も、障害のある被害者の相談が継続して行われるように要望しています。障害のある被害者に対しては、地区センター事務所・閉所後も訪問相談や行政・関係機関との連絡調整が必要であるため、ブロックの職員が現地で行うのが合理的です。それを踏まえて「提言」には、「地区センター事務所・閉所後も、障害のある被害者の訪問相談や行政への対応等の必要が残っている場合は、原則として相談業務に限定したブロックの職員体制を維持された」と要望しています。

また、その相談内容については、「障害のある被害者の相談を中心に行うが、それ以外の被害者の健康などの相談や自力で行政や社

会資源に結びつくことが困難な被害者に対する相談も含む」と明記し、障害のある被害者以外の相談も重視するように提言しています。いずれにしても、「必要」とされる相談事業について、

ひかり協会の相談体制も含めて『構想』において示された」と「提言」で要望していますので、協会から提案される「構想」(案)に対して、守る会としても積極的に意見を出したいと思っています。

2. 自主的健康管理の援助事業

(1) 検診費・医療費の援助 「提言」では「医療費の

保険診療自己負担分の援助については、すべての被害者が亡くなるまで継続されたい」と明記しました。また、検診費の援助についても、「被害者の主体的な判断で健診(検診)を受診する場合は、受診勧奨の上限年齢にかかわらず継続されたい」と要望しています。

(2) 救済事業協力員活動 「提言」では、「第三次10カ年計画終了と同時に協力員活動を終了されたい」としてあります。多くの被害者が75歳になる頃です。1982年から始まった協力員活動はすでに40年を超えて、今年度を含めてあと8年続く予定です。この間の活動によって、多くの被害者の健康意識が向上し、自主的健康管理の意識が根付いてきました。

1. 相談事業

重要 ① 障害のある被害者の相談 ⇒ **最も重要な事業** 重視して取り組まれます **今後**

② 第三次10カ年計画(後期) … 「構想」に基づく「あり方」改正 → **実態に即した相談事業**に

③ 2036年(81歳)頃以降 … 地区センター事務所の閉所後も、**障害のある被害者の相談**を継続

障害のある被害者の訪問相談や行政への対応等の必要が残っている場合は、原則として**相談業務に限定したブロックの職員体制**を維持されたい

相談内容は

- 障害のある被害者の相談を中心に行う
- それ以外の被害者の健康などの相談や自力で行政や社会資源に結びつくことが困難な被害者に対する相談も含む

障害のある被害者以外の相談も重視

一方で、協力員活動を担ってきた被害者も高齢になり、負担感も今後大きくなると想定されます。「提言」では、「社会的孤立などの課題がある被害者に対しては、対策対象者名簿に基づく取組

2. 自主的健康管理の援助事業

(1) 検診費・医療費の援助

○医療費の保険診療自己負担分の援助…すべての被害者が亡くなるまで**継続**

(2) 救済事業協力員活動

① 第三次10ヵ年計画 期間中 → 「救済事業協力員制度要綱」に基づく活動を**継続**

② 第三次10ヵ年計画 終了後 → 第三次10ヵ年計画の総括を踏まえ、第三次10ヵ年計画終了と同時に**終了**するよう検討

なお 社会的孤立などの課題がある被害者

- 対策対象者名簿に基づく取組
- 協会職員が対応するなどの配慮

(3) 健康懇談会

○第三次10ヵ年計画終了と同時に**終了**するよう検討

に加えて協会職員が対応するなどの配慮をされたい」と述べています。そのような人への対応をすれば大丈夫ではないでしょうか。

(3) 健康懇談会

今後一人ひとりが持つ健康状態や疾病などは個人差が大きくなり、かかりつけ医に日常的に相談することが重要となります。また、

身体機能の低下などを考慮すると、身近な地域での健康づくり活動への参加が望ましいと考えました。それらを踏まえて「提言」では、「健康懇談会は役割を終えたものとして第三次10ヵ年計画終了と同時に終了するよう検討されたい」としています。

3. 障害のある被害者の生活設計実現の援助事業

2021年に改正した「あり方」の中で、高齢期を迎えた障害のある被害者への事業内容は、「私の生活設計と協会援助プラン」に基づき本人の意思を尊重し、その決定を支援すること、介護・補装具援助や生活充実支援の費用の支給・助成を拡大することなど、かなり検討して見直しました。

こうしてすでに将来にわたって必要な

「障害のある被害者の生活設計実現の援助事業」の内容は確立されていますので、今後細かな変更はあるとしても、基本的には現在の事業を継続してもらうことが重要であると考えています。

4. 被害者の交流等の事業

(1) 現地交流会

「提言」では「守る会の組織的協力が終了する2035年頃（80歳頃）までの適切な時期に、現地交流会はその役割を終えたものとして終了するよう検討されたい」としています。守る会が組織として責任を持つて取り組めるのは80歳頃が限界であろうと考えるからです。また、高齢化によるリスク（ケガや誤嚥など）や様々な感染リスクなどを考えると、被害者の安全を確保するためにも80歳を迎える頃までに終了することが妥当と考えました。

なお、守る会活動はその後も可能な範囲で行い、親睦的な交流は続ける予定です。

(2) 自主的グループ活動・ふれあい活動

自主的グループ活動については、責任者の負担も大きくなることを踏まえ、「守る会の組織的協力が終了する2035年頃（80歳頃）までの適切な時期に終了するよう検討されたい」と提言しました。

ふれあい活動については、

5. その他の公益目的事業

(1) 調査研究事業

「守る会としても、障害のある被害者のニーズがある場合には、組織的協力を終了する2035年頃まで可能な限り協力する」と、80歳頃まで継続することを提言しています。

(1) 調査研究事業

「提言」では、「今後も公益財団法人の重要な公益目的事業として可能な限り長く継続し、その結果を重要な資料として後世に残されたい」と重視するよう要望しました。

(2) 森永ひ素ミルク飲用者の認定事業

この間も年に数人ではありますが認定されている被害者があります。それを踏まえ、「今後も、公益財団法人の重要な公益目的事業として、可能な限り現行の方法で継続されたい」と提言しました。

4. 被害者の交流等の事業

(1) 現地交流会

○事業に対する理解や健康意識の向上

一方で

- 守る会の組織的協力の縮減
- 外出困難な被害者の増加
- ケガ・誤嚥などや様々な感染リスクを考慮

守る会の組織的協力が終了/2035年（80歳）頃までの適切な時期にその役割を終えたものとして**終了**するよう検討

(2) 自主的グループ活動・ふれあい活動

①自主的グループ活動…2035年頃（80歳頃）までの適切な時期に**終了**を検討

②ふれあい活動…守る会の組織的協力終了/2035年（80歳）頃まで**継続**

← 守る会も可能な限り協力

(3) 資料の整備・管理及び活用

森永ひ素ミルク中毒事件は世界に類を見ない食品公害であり、このような悲惨な事件を二度と繰り返さないためにも、その風化を防止する取組は重要です。同時に、公害被害者に対する救済を賠償ではなく恒久救済という理念のもと、三者会談方式という画期的な方法で積み上げてきた救済事業を、社会に発信したり後世に伝えたりする取組も重要と考えます。これらを踏まえ、「公益財団法人として公益目的事業のひとつとして重視して取り組まれた」と提言しています。

将来的なひかり協会の運営・体制について

1. ひかり協会の事務局体制

(1) 地区センター事務所

今後、被害者数の減少が進み、相談事業の絶対数も内容も少なくなる事が予想されます。また、金銭給付事業（医療費援助やひか

り手当等の申請処理も含む）を中心に、これまで現地事務所で行っていたものを本部でまとめて行うことが可能になってきます。その移行の進み具合を見ながら地区センター事務所の規模を徐々に縮小し、金銭給付事業の本部移行が完了したブロックから順次地区セ

ンター事務所は閉所されるよう提言しました。ただし、「相談事業」のところでも記したように、障害のある被害者の訪問相談や行政対応が必要な期間は、相談業務を行うブロックの職員体制は維持すべきだと考えています。

行政協力については、被害者の高齢化や症状の悪化に伴う課題に対して、相談活動などの事業が充実するように取り組んできました。今後も、「問題が全面的に解決するまで『三者会談』を継続し、『恒久対策案』を実現のために努力することを確認する」という約束を

実現するよう、行政協力の継続を提言しています。

(2) 地域救済対策委員会等 専門家の協力

被害者数の減少に伴って、相談の件数も減少すると予測されます。将来的には、各地で委員会の統合を進めることが可能になると考えられます。一斉に行うべきではありませんが、専門家の方々の状況や事業の状況などを考慮して、必要に応じて統合も検討するよう提言しています。ただし、統合されて広域になったとしても、個別の相談に必要な専門家を地域専門委員等として選任することを要望しています。

ひかり協会がある限り、金銭給付事業の実施とともに、ブロックから引き継いだ必要とされる相談事業、資料の整備・管理及び活用、理事会運営や「三者会談」対応などが滞らないようにすることは重要であり、そのためにも本部事務局の安定的な運営に、重視して取り組まれるよう提言しています。

事業を支える協力体制

(1) 行政協力

多くの連携の輪があり、支えられている感じが嬉しく頼もしいです。

(愛媛 S)

(香川 H)

(岡山 M)

(大阪 S)

(愛媛 S)

(香川 H)

(岡山 M)

(大阪 S)

(愛媛 S)

(香川 H)

(岡山 M)

(大阪 S)

(愛媛 S)

(香川 H)

(岡山 M)

(大阪 S)

(愛媛 S)

(香川 H)

(岡山 M)

(大阪 S)

(愛媛 S)

(香川 H)

(岡山 M)

(大阪 S)

(愛媛 S)

(香川 H)

(岡山 M)

(大阪 S)

(愛媛 S)

西から東から

▼歳を重ねると、色々体調の不調が出てきて、これから先が不安です。今のうちにできることをしたい。

(広島 A)